

古物営業法における義務との比較

古物営業法における義務と犯罪収益移転防止法における義務は、義務の有無や義務の内容に違いがあります。

【義務の有無の比較】

古物営業法では、法の目的が「窃盗その他の犯罪の防止」及び「被害の迅速な回復」であることから、主に「古物が不正品か否か」に着目しています。したがって、古物を買受ける際における本人確認義務や警察官への申告義務はありますが、古物を顧客に売却する際における本人確認義務や警察官に対する申告義務はありません。一方、犯罪収益移転防止法は、顧客が古物を購入する場合の現金にも着目していることから、古物を買受ける際だけではなく、古物を売却する際にも、本人確認義務（ただし、200万円を超える現金取引に限る）及び疑わしい取引の届出義務が課されています。

義務		古物営業法	犯罪収益移転防止法
買受け時	本人確認義務	(1万円以上の取引)	(200万円を超える現金取引)
	本人確認記録作成・取引記録等作成義務	(1万円以上の取引)	(200万円を超える現金取引)
	申告/疑わしい取引の届出義務		
売却時	本人確認義務	×	(200万円を超える現金取引)
	本人確認記録作成・取引記録等作成義務	(1万円以上の取引)	(200万円を超える現金取引)
	申告/疑わしい取引の届出義務	×	

【本人確認方法の比較】

古物営業法で本人確認が必要とされるのは、1万円以上で古物を買受ける場合（現金取引には限らない）ですが、犯罪収益移転防止法で本人確認が必要とされるのは、200万円を超える取引（買受け時及び売却時の両方が対象）で、かつ、現金による取引の場合です。

本人確認の方法についても、古物営業法と犯罪収益移転防止法では規定が異なるので、両方の法律を満たす方法で本人確認するよう注意が必要です。

なお、個人の顧客と取引を行う場合で、対面により本人確認が完了する場合に関する、古物営業法と犯罪収益移転防止法の本人確認規定の比較は下表のとおりです。犯罪収益移転防止法の規定の方が厳しいことから、同法に規定する方法で本人確認を行う必要があります。

	古物営業法		犯罪収益移転防止法		備考
対象となる取引	1万円以上での買受け	規則16条1項	200万円を超える現金による売買	令8条1項5号 規則6条1項11号	
確認方法	身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受ける。	法15条1項1号 規則15条1項前段	印鑑登録証明書（申込書類に押印した印鑑に係るもの）、各種健康保険証、国民年金手帳等、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券等、そのほか、官公庁発行書類等で顔写真が貼付されているものの提示を受ける。 【考え方】ここに掲げられている書類は、公的機関により発行され、かつ、被証明者のみに交付されるもので、書類に記載された者と取引相手の同一性を確認できるもの。	規則3条1項1号イ	犯罪収益移転防止法の方が厳しい（認められる書類がより限定的）。
	相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせる。	法15条1項1号 規則15条1項後段	（規定なし）		犯罪収益移転防止法では認められていない。
	住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書で、面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に署名されたものの交付を受ける。 【考え方】常に身分証明書等の提示を求めるのは顧客・古物商双方に負担であることから、H7改正で追加した規定。	法15条1項2号 規則15条2項	（規定なし）		犯罪収益移転防止法では認められていない。

【本人確認記録・取引記録の作成・保存義務の比較】

本人確認記録の作成・保存義務、及び取引記録の作成・保存義務についても、下表のとおり、古物営業法と犯罪収益移転防止法とは、記録が必要な項目及び保存期間が異なります。(なお、犯罪収益移転防止法では、「本人確認記録」と「取引記録」が区別されていますが、古物営業法においては、両者は区別されておらず、「帳簿等」として一括して規定されていることから、ここでは、犯罪収益移転防止法における「本人確認記録」と「取引記録」を一括して記載しています。)

	古物営業法		犯罪収益移転防止法	
対象となる取引	1万円以上の売買	規則16条1項	200万円を超える現金による売買	令8条1項5号 令13条1項3号口 規則6条1項11号 規則12条1項4号
保存期間	3年	法18条1項	7年	法6条2項 法7条3項
届出項目	取引の年月日	法16条1号	取引の日付	規則14条1項2号 (取引記録事項)
	古物の品目及び数量	法16条2号	(規定なし)	
	古物の特徴	法16条3号	(規定なし)	
	相手方の住所、氏名、職業及び年齢	法16条4号	本人特定事項 (氏名、住居及び生年月日)	規則10条1項12号 (本人確認記録事項)
	本人確認を行った方法	法16条5号	本人確認を行った方法	規則10条1項8号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		本人確認を行った者の氏名	規則10条1項1号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		本人確認記録の作成者の氏名	規則10条1項2号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻	規則10条1項3号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付	規則10条1項4号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		本人確認のために事業者が取引関係文書を送付したときは、その日付	規則10条1項5号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		取引の種類	規則10条1項7号 (本人確認記録事項) 規則14条1項3号 (取引記録事項)
	(規定なし)		本人確認書類の提示を受けたときは、当該書類を特定するに足りる事項	規則10条1項9号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		取引記録等を検索するための口座番号その他の事項	規則10条1項16号 (本人確認記録事項)
	(規定なし)		口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項	規則14条1項1号 (取引記録事項)
(規定なし)		取引に係る財産の価額	規則14条1項4号 (取引記録事項)	

【申告 / 疑わしい取引の届出義務の比較】

古物営業法では、警察官に申告する場合の方法については何ら規定されていませんが、犯罪収益移転防止法においては、届出の様式が法令（施行規則）で定められています。

	古物営業法		犯罪収益移転防止法		備考
届出対象取引	古物に不正品の疑いがあると認めるとき	法15条3項	宝石・貴金属等の売買により収受した古物又は現金が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客が犯罪収益隠匿罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合	法9条	
届出先	警察官	法15条3項	都道府県公安委員会	法20条4項	
届出事項	(規定なし)		事業者の名称及び所在地	令14条2項1号	犯罪収益移転防止法の届出については、施行規則で届出様式が定められている。
			取引の年月日及び場所	令14条2項2号	
			取引が発生した業務の内容	令14条2項3号	
			取引に係る財産の内容	令14条2項4号	
			顧客の氏名及び住所	令14条2項5号	
			疑わしい取引の届出を行う理由	令14条2項6号	

